

学校感染症・出席停止についてのお知らせ

「学校保健安全法施行規則第19条」により定められている感染症については、他の生徒に感染のおそれがある間は、登校を見合わせていただくことになっています。出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

ただし、学校への連絡日から“出席を停止”いたしますので、診断を受けられたら速やかに学校へ連絡をお願いします。

また、病院で診断書をいただく必要はありませんので、下記の「学校感染症治癒報告書」の必要事項を保護者でご記入いただき、再登校開始の際に、担任または保健室へ提出してください。

【出席停止の基準は下記の通りです。】

□第1種の感染症・・・治癒するまで

【エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・ポリオ・ジフテリア・SARS・鳥インフルエンザ（H5N1）・新型コロナウイルス（COVID-19）感染症】

□第2種の感染症・・・それぞれ定められた出席停止期間。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはその限りではありません。

Table with 2 columns: Disease Name, Criteria. Rows include: インフルエンザ, 百日咳, 麻疹(はしか), 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), 風しん, 水痘(水ぼうそう), 咽頭結膜熱, 結核, 髄膜炎菌性髄膜炎.

□第3種及び結核・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

Table with 2 columns: Disease Name, Examples. Rows include: その他の感染症, 結核.

【 学校感染症 治癒報告書 】

年 組 号 生徒氏名 _____

病 名 _____ 治療に要した期間 令和 年 月 日～ 月 日
診断(医師による診断日) 感染症診断日 令和 年 月 日

医療機関名 _____

上記の通り報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印